

特別管理産業廃棄物（特定有害産業廃棄物）の判定基準

	水濁法に定める排水基準(mg/L)	燃え殻・ばいじん・鉱さい			廃油(廃溶剤に限る)		汚泥・廃酸・廃アルカリ			
		燃え殻・ばいじん・鉱さい(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ)(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ以外)(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ)(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ以外)(mg/L)	汚泥(mg/L)	廃酸・廃アルカリ(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ)(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ以外)(mg/L)
アルキル水銀	ND(検出されないこと)	ND	ND	ND			ND	ND	ND	ND
水銀又はその化合物	0.005	0.005	0.05	0.005			0.005	0.05	0.05	0.005
カドミウム又はその化合物	0.1	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
鉛又はその化合物	0.1	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
有機燐化合物	1						1	1	1	1
六価クロム化合物	0.5	1.5	5	1.5			1.5	5	5	1.5
砒素又はその化合物	0.1	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
シアン化合物	1						1	1	1	1
PCB	0.003				(廃油:0.5mg/kg)		0.003	0.03	0.03	0.003
トリクロロエチレン	0.3				3	0.3	0.3	3	3	0.3
テトラクロロエチレン	0.1				1	0.1	0.1	1	1	0.1
ジクロロメタン	0.2				2	0.2	0.2	2	2	0.2
四塩化炭素	0.02				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04				0.4	0.04	0.04	0.4	0.4	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1				10	1	1	10	10	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4				4	0.4	0.4	4	4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3				30	3	3	30	30	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06				0.6	0.06	0.06	0.6	0.6	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
チウラム	0.06						0.06	0.6	0.6	0.06
シマジン	0.03						0.03	0.3	0.3	0.03
チオベンカルブ	0.2						0.2	2	2	0.2
ベンゼン	0.1				1	0.1	0.1	1	1	0.1
セレン又はその化合物	0.1	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
1,4-ジオキサン	0.5	0.5	5	0.5	5	0.5	0.5	5	5	0.5
ダイオキシン類(単位はTEQ換算)		3ng/g	100pg/L	3ng/g			3ng/g	100pg/L	100pg/L	3ng/g
根拠法令	排水基準を定める省令	判定基準省令	廃掃法施行規則	判定基準省令	廃掃法施行規則	判定基準省令	判定基準省令	廃掃法施行規則	廃掃法施行規則	判定基準省令
		別表第1・第5	別表第1	別表第6	別表第1	別表第6	別表第5	別表第1	別表第1	別表第6

有害な産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準

	水銀を含む 燃え殻・ばい じんの処理 物(mg/L)	その他の燃 え殻、ばいじ ん、鉱さい、 その処理物 (mg/L)	水銀やシア ンを含む汚 泥、その処 理物 (mg/L)	その他の 汚泥、その 処理物 (mg/L)
アルキル水銀	ND (検出され ないこと)	ND	ND	-
水銀又はその化合物	0.005	0.005	0.005	-
カドミウム又はその化 合物	-	0.3	-	0.3
鉛又はその化合物	-	0.3	-	0.3
有機燐化合物	-	-	-	1
六価クロム化合物	-	1.5	-	1.5
砒素又はその化合物	-	0.3	-	0.3
シアン化合物	-	-	1	-
PCB	-	-	-	0.003
トリクロエチレン	-	-	-	0.3
テトラクロエチレン	-	-	-	0.1
ジクロロメタン	-	-	-	0.2
四塩化炭素	-	-	-	0.02
1,2-ジクロロエタン	-	-	-	0.04
1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	1
シス- 1,2 ジクロロエチレン	-	-	-	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	3
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	0.06
1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	0.02
チラウム	-	-	-	0.06
シマジン	-	-	-	0.03
チオベンカルブ	-	-	-	0.2
ベンゼン	-	-	-	0.1
セレン又はその化合 物	-	0.3	-	0.3
1,4-ジオキサン	-	0.5	-	0.5
ダイオキシン類 (単位は TEQ 換算)	-	3ng/g	-	3ng/g
根拠法令	判定基準省令 別表第1、5、6			

特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（ばいじん、燃え殻）

廃棄物	物質名及び基準値											
	物質名		アルキル ⁴⁾ Hg	総 ⁴⁾ Hg	1,4- ジオキサン ⁴⁾	Cd	Pb	Cr (VI)	As	Se	DXN	
	基準値 ¹⁾	ばいじん、燃え殻 ²⁾		N. D. ⁵⁾	0.005	0.5	0.3	0.3	1.5	0.3	0.3	3
		処理物 ³⁾	廃酸、廃アルカリの場合		N. D.	0.05	5	1	1	5	1	1
		廃酸、廃アルカリ以外の場合		N. D.	0.005	0.5	0.3	0.3	1.5	0.3	0.3	3
排出源			適用									
施設		規模										
ばいじん	3. 金属精錬又は無機化学工業品製造用焙焼炉、焼結炉及び煅焼炉	原料処理能力 1 t/h 以上		○	○		○		○	○	○	
	5. 金属精錬又は鑄造用の溶解炉	火格子面積；1 m ² 以上 羽口面断面積；0.5 m ² 以上 バーナ燃焼能力；重油 500/h 以上 変圧器定格容量；200KVA 以上のいずれかのもの		○	○		○	○			○	
	9. 窯業製品製造用焼成炉及び溶融炉	火格子面積；1 m ² 以上 バーナ燃焼能力；重油 500/h 以上					○	○		○	○	
	10. 無機化学工業品又は食料品製造用反応炉及び直火炉	変圧器定格容量；200KVA 以上のいずれかのもの		○	○		○	○	○	○	○	
	11. 乾燥炉（Cu、Pb、Zn 精製用、トリポリリン酸ナトリウム製造用は除く）			○	○		○	○	○	○	○	
	12. 製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造用電気炉	変圧器定格容量；1,000KVA 以上					○	○	○		○	
	14. 銅、鉛又は亜鉛の精錬用の焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料処理能力；0.5 t/h 以上、 火格子面積；0.5 m ² 以上、 羽口面断面積；0.2 m ² 以上、 バーナ燃焼能力；重油 200/h 以上のいずれかのもの					○	○		○	○	
	15. カドミウム系顔料又は炭酸カドミウム製造用の乾燥施設	容量 0.1 m ³ 以上					○				○	
	21. 燐、燐酸、燐酸肥料又は複合肥料の製造用反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	燐鉱石処理能力；80 kg/h 以上、 バーナ燃焼能力；重油 500/h 以上、 変圧器定格容量；200KVA 以上のいずれかのもの					○					
	23. トリポリリン酸ナトリウムを製造する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料処理能力；80 kg/h 以上、 火格子面積；1 m ² 以上 バーナ燃焼能力；重油 500/h 以上のいずれかのもの					○					
ばいじん 燃え殻	廃プラスチック類焼却施設		処理能力 0.1 t/日を超え又は火格子面積 2 m ² 以上の施設				○	○	○		○	

1) 基準値mg/ℓ（溶出量）。ただし「処理物の廃酸、廃アルカリ」はmg/ℓ（含有量）及びDXNの「ばいじん、燃え殻、その処理物」はng-TEQ/ℓ（含有量）

2) 国内で生じたものであって、表中の排出源の施設から生じたもの

3) 1) を処分するために処理したもの

4) アルキル水銀化合物（アルキル Hg）、水銀又はその化合物（総 Hg）、1,4-ジオキサンは、燃え殻の場合対象とならない。

5) 環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

（注）施設番号は大気汚染防止法施行令別表第 1 による。

※印の施設番号はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 1 による。

○印の施設番号は廃棄物処理法施行令別表第 3 による。

特別管理産業廃棄物排出源一覧表（汚泥、廃酸、廃アルカリ）

物質名		アルキルHg	総Hg	Cd	Pb	有機P	Cr(VI)	As	CN	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	1,4-ジオキサン	DXN	
		0.005	0.005	0.3	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.3	0.1	0.2	0.2	0.4	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3	
基準値 ¹⁾	汚泥の場合 ²⁾	N.D. ⁴⁾	0.005	0.3	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.3	0.1	0.2	0.2	0.4	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3	
	廃酸、廃アルカリの場合 ²⁾	N.D.	0.05	1	1	1	5	1	1	0.03	3	1	2	2	4	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1	
	処理物 ³⁾	廃酸、廃アルカリの場合	N.D.	0.05	1	1	1	5	1	1	0.03	3	1	2	2	4	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1
		廃酸、廃アルカリ以外の場合	N.D.	0.05	0.3	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.3	0.1	0.2	0.2	0.4	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3
排出源		適用																										
業種	業種																											
26. 無機顔料製造業	イ 洗浄施設	○	○	○	○		○		○																			
	ロ ろ過施設	○	○	○	○		○		○																			
	ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち遠心分離機			○	○																							
	ホ 廃ガス洗浄施設	○	○	○	○		○																					
27. 前2号以外の無機化学工業製品製造業	イ ろ過施設	○	○	○	○		○	○	○																			
	ロ 遠心分離機	○	○	○	○		○	○	○																			
	ハ 青酸反応施設のうち反応施設																											
	ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		○ ○	○ ○																				
37. 前6号以外の石油化学工業	イ 洗浄施設										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	ロ 分離施設										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	ハ ろ過施設										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	ニ アクリロニトリルの製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設								○																			
	ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミン製造施設のうち、蒸留施設			○																								
	ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設																								○			
	ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設																											
	チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設																											
	ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設																									○		
	ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設																											
	ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設									○																		
	タ 廃ガス洗浄施設			○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	43. 写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設			○																							

物質名		アルキルHg	総Hg	Cd	Pb	有機P	Cr(VI)	As	CN	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	1,4-ジオキサン	DXN		
基準値 ¹⁾	汚泥の場合 ²⁾	N.D. ⁴⁾	0.005	0.3	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.3	0.1	0.2	0.2	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3		
	廃酸、廃アルカリの場合 ²⁾	N.D.	0.05	1	1	1	5	1	1	0.03	3	1	2	0.2	0.4	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1		
	処理物 ³⁾	廃酸、廃アルカリの場合	N.D.	0.05	1	1	1	5	1	1	0.03	3	1	2	0.2	0.4	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1	
		廃酸、廃アルカリ以外の場合	N.D.	0.05	0.3	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.3	0.1	0.2	0.2	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3	
排出源		適用																											
業種	業種																												
46. 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ニ 廃ガス洗浄施設	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	
50. 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業	試薬製造施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
53. ガラス又はガラス製品製造業	イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設			○ ○	○ ○			○ ○					○													○ ○			
58. 窯業原料精製業	イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設			○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○																					○ ○ ○ ○			
62. 非鉄金属製造業	イ 還元そう ロ 電解施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設				○			○ ○																		○ ○ ○ ○			
63. 金属製品製造業又は機械器具製造業	イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設						○ ○																				○		
65. 酸又はアルカリによる表面処理施設				○	○		○	○																		○			
66. 電気めっき施設				○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
68. 写真現像業	現像洗浄施設			○				○																					
71の2. 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	
指定下水汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

1) 基準値mg/l(溶出量)。ただし「廃酸、廃アルカリ」、「処理物の廃酸、廃アルカリ」はmg/l(含有量)及びDXNの「汚泥、その処理物」はng-TEQ/l(含有量)

2) 国内で生じたものであって、表中の排出源の工場又は事業場から生じたもの

3) 1)を処分するために処理したもの

4) 環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(注) 業種番号と施設記号は水質汚濁防止法施行令別表第1による。

※印の業種番号と施設記号はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2による。

基準値は総理府令第5号(ダイオキシン類は環境省令)、廃棄物処理法施行規則別表1(廃酸、廃アルカリ)による。

金属等を含む産業廃棄物の海洋投入処分に係る基準¹

廃棄物の種類		赤泥 ² 、建設汚泥	有機性汚泥 ³	廃酸、廃アルカリ ⁴
単位		mg/L	mg/kg	mg/L
1	アルキル水銀化合物	不検出	不検出	不検出
2	水銀又はその化合物	0.0005	0.025	0.025
3	カドミウム又はその化合物	0.01	0.1	0.1
4	鉛又はその化合物	0.01	1	1
5	有機燐化合物	不検出	1	1
6	六価クロム化合物	0.05	0.5	0.5
7	砒素又はその化合物	0.01	0.15	0.15
8	シアン化合物	不検出	1	1
9	PCB	不検出	0.003	0.003
10	トリクロロエチレン	0.03	0.3	0.3
11	テトラクロロエチレン	0.01	0.1	0.1
12	ジクロロメタン	0.02	0.2	0.2
13	四塩化炭素	0.002	0.02	0.02
14	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.04	0.04
15	1,1-ジクロロエチレン	0.1	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.4	0.43
17	1,1,1-トリクロロエタン	1	3	3
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.06	0.06
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.02	0.02
20	チウラム	0.006	0.06	0.06
21	シマジン	0.003	0.03	0.03
22	チオベンカルブ	0.02	0.2	0.2
23	ベンゼン	0.01	0.1	0.1
24	セレン又はその化合物	0.01	0.1	0.1
25	有機塩素化合物	1	4	4
26	銅又はその化合物	0.14	10	10
27	亜鉛又はその化合物	0.8	20	20
28	フッ化物	3	15	15
29	ベリリウム又はその化合物	0.25	2.5	2.5
30	クロム又はその化合物	0.2	2	2
31	ニッケル又はその化合物	0.12	1.2	1.2
32	バナジウム又はその化合物	0.15	1.5	1.5
33	フェノール類	0.2	20	20
34	1,4-ジオキサン	0.05	0.5	0.5

¹ 廃棄物処理法施行令第6条第1項第4号イの規定によるもの

² 赤泥は、廃棄物処理法施行令第6条第1項第4号イ（1）（イ）に掲げる汚泥のうち同令第3の2の2の項に掲げる施設において発生したもの

³ 廃棄物処理法施行令第6条第1項第4号イ（1）（イ）に掲げる汚泥のうち有機性のもの、同号イ（3）に掲げる動植物性残さ及び同号イ（4）に掲げる家畜ふん尿

⁴ 廃酸、廃アルカリは、同施行令別表第3の2の1に掲げる施設において生じた廃酸・廃アルカリであって、船舶に積み込む際のpHを5.0以上9.0以下にしたもの。